

研究活動における不正行為の防止体制に関する規則

平成 27 年 6 月 26 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、慶應義塾（以下、「義塾」という。）における研究活動上の不正行為の防止体制について定めることを目的とする。

(対象とする不正行為)

第 2 条 この規則が対象とする研究活動上の不正行為は、「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」（平成 22 年 2 月 19 日制定）の「2. 対象とする不正行為」に定めるところによる。

(研究者等の定義および責務)

第 3 条 ① この規則において、「研究者等」とは、義塾に雇用されて研究活動に従事している者、および義塾の施設や設備を利用して研究活動を行う者をいう。

② 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為やその他の不適切な行為の防止に努めなければならない。

③ 研究者等は、研究倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。

④ 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、具体的な保存期間および管理方法については、別に定める。

(最高管理責任者)

第 4 条 義塾は、研究倫理の向上および不正行為の防止等について義塾全体を統括する最高管理責任者を置き、塾長をこれに充てる。

(統括管理責任者)

第 5 条 ① 義塾は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上および不正行為の防止等について実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、研究担当常任理事をこれに充てる。

② 統括管理責任者は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上
- 2 義塾における一定期間の研究データの保存・開示

(研究倫理教育責任者)

第 6 条 ① 義塾は、部門における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、次の者をこれに充てる。

- 1 大学各学部長
- 2 大学大学院各研究科委員長
- 3 大学各研究所長および研究所に準ずる組織の責任者
- 4 大学病院長
- 5 一貫教育校各代表責任者

なお、上記1～5号を総称して、「学部長等」という。

- 6 以下の場合、次の者を研究倫理教育責任者とする。

ア 新川崎先端研究教育連携スクエアにおいて、学部・研究科等に所属しない者の場合は、連携スクエア長

イ 鶴岡先端研究教育連携スクエアにおいては、先端生命科学研究所長

ウ 先導研究センターにおいては、先導研究センター所長

エ 義塾において、日本学術振興会特別研究員ほか義塾の施設や設備を利用して研究活動を行う者で義塾が雇用しない者が研究に従事する場合は、当該研究員等を受け入れた教員が所属する部門の学部長等

- 7 職員部門においては、所属する地区における各キャンパスの事務長。ただし、三田地区においては総務部長、信濃町地区の病院においては病院事務局長

- ② 研究倫理教育責任者は、当該部門に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する研修および教育を、定期的に行わなければならない。

(事務)

第7条 この規則に係る事務は、学術研究支援部が所管する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、塾長が決定する。

附 則

この規則は、平成27年6月26日から施行する。